

南阿蘇村 復興むらびぐれ だより

復興推進課
TEL(67) 1113



VOL.32

印鑑

【申請書等提出先】役場 復興推進課窓口

【お問合せ先】

復興推進課 宅地復旧係 TEL(67) 1113

※被災当初、「賃貸」区分で申請後、その後の将来設計として住宅を新築した場合、「建設・購入」区分での差額申請が可能です。

【申請期限】令和2年5月13日(水)

■被災者生活再建支援金の申請について

熊本地震による住宅の被害の程度や再建方法に応じて支援金が支給される制度です。まだ申請されていない方はお早めにお問い合わせください。

『支給対象者』

り災証明書の判定が大規模半壊以上の方

【基礎支援金】

住宅の被害の程度に応じて支給される支援金

○支給額

基礎支援金		区分	支給額
複数世帯	単数世帯		
「世帯の構成員が複数の世帯」	「世帯の構成員が単数の世帯」	全壊世帯	100万円
		大規模半壊	50万円

※住宅が「平壊」「大規模半壊」のり災判定を受け、やむを得ない理由から住宅を解体した場合、「解体」区分での申請が可能です。また、「大規模半壊」区分で申請後、住宅

を解体した場合も「解体」区分での差額申請が可能です。

○支給額

【加算支援金】

住宅の再建方法に応じて支給される支援金

加算支援金		区分	支給額
複数世帯	単数世帯		
「世帯の構成員が複数の世帯」	「世帯の構成員が単数の世帯」	建設・購入	200万円
		補修	100万円

①り災証明書上の世帯員が全員亡くなられた場合は対象外

②一部村外に転出した世帯員がいる場合でも転出先市町村で取得した課税所得証明書等の提出を求め

る
③震災後、新たな世帯員が転入で増えた場合は、要件に含めない

④課税所得証明書は平成30年度のもの

【申請期限】令和2年3月31日(火)

- 工事に要した額から50万円控除した額に3分の2を乗じた額（補助額の上限額633万3千円）
- 【事前届出に必要なもの】
- 事前届出書（復興推進課窓口でお渡し、または村ホームページよりダウンロードできます。）
- 宅地の被災状況を確認できる資料（写真など）を印刷してお持ちください。